

令和5年(行ヒ)第297号特別交付税の額の決定取消請求上告事件

上告人 泉佐野市(代表者、同市長 千代松大耕)

被上告人 国(代表者法務大臣 鈴木馨佑)

最高裁判所第一小法廷 御中

上告(受理申立)理由書補充書(3)

令和7年1月16日

上告人訴訟代理人弁護士 阿 部 泰 隆



上告受理申立書35頁を補充する書面を提出します。該当部分を差し替えていただければ幸いです。今回提出する「総務大臣の決定した特別地方交付税減額を地方公共団体が争うことは『法律上の争訟』に当たるか」61頁と同じです。

1 配分やり直しが至難の嘘

(1) 一審終局判決

一審終局判決(32頁、判時2532号26頁)は、地方交付税法において、普通交付税の額の算定の基礎に錯誤があった場合には調整する制度を置いていることにかんがみれば、本件の場合も改めて調整することがおよそ不可能とは言えないと判示した。

(2) 原判決

原判決(14頁3段目、判時2576号66頁1段目)は、「また、本件のような地方交付税の配分をめぐる紛争は、全額が当該年度において配分されている

ので、後年度においてその配分をやり直すことは非常に困難である」と判示した。

(3) 配分やり直しは可能で、すべき

しかし、なぜ、非常に困難なのか、やり直しが困難ならどうすべきかの説明はないから、納得いくものではない。一審判決も不十分であるので、追加説明をする。

そもそも、当該年度ですべて配分したからやり直さないなどという法制度は存在しない。違法行為は是正されなければならない（できなくても、代案を考える）のが法治国家の大原則である。たとえば、区画整理、都市再開発における権利配分は、すべて配分されても、訴えの利益がなくなることはなく、違法なら取り消されて、取消判決の拘束力（行訴法33条）によりやり直すことになる。

すでに配分されたので、それを変更するのは、受益的行政行為の取消しに当たり、被処分者に責任がないのに許されるのか、また、そのような調整をする法的根拠（総務大臣にその権限があるのか）があるのかという疑問がある¹ようである。そこで、上告受理申立理由書では述べなかった理由を追加する。

このような違法行為の是正措置は、個別法は想定していないので、地方交付税法に規定がないのは当然であるから、裁判を受ける権利、判決の拘束力という一般的な制度で解決するしかない。そして、地方交付税も、区画整理、都市再開発も、最初から同一のパイを配分する制度であるから、違法に過少に配分された者がいれば、違法に過大に配分された者もいることで、その是正は、この処分の性質上当然に必要なことである。受益的行政行為の撤回は許されるのかという疑問があるらしいが、過大な配分を受けたのは不当な受益であるから、信頼保護の原則を理由にその是正を阻止できる理由はない。

どうしてもやり直しが困難なら、事情判決はあり得る（行訴法31条）。区画整理や都市再開発事業が進行してしまえば、その変更は、物理的には可能であっ

¹ 本件一審終局判決匿名コメント（判時2532号15頁2段目、3段目）。

でも社会経済的に重大な損失を生ずるので、処分の違法を宣言するにとどめるが、損害賠償は残る。その場合には、過失はないという理由で、国家賠償を拒否することを許すべきではない。既成事実の重み、原状回復は公共の福祉に重大な影響があるという理由で請求を棄却するのであるから、元の処分の取消請求権という財産権を事情判決により剥奪したもので、憲法29条3項を直接適用して、公共のために収用したと同じく無過失でも補償すべきである²。その争い方であるが、事情判決により棄却された後、再度の訴訟を提起せよというのでは、原告の負担が重い。そこで、事情判決は、「原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮」したうえで宣言するものであるから、裁判所は、原告に対して、上記の賠償なり補償をすることを見極めたうえで事情判決を下す（原状回復をしない）とすべきである。

このように、やり直しが困難でも、訴えの利益なしとして却下するのではなく、違法行為については、可能な限り救済する方向で考えるべきである。

本件に戻ると、泉佐野市に対する当該減額処分が違法であれば、その年度では他の地方公共団体は過大な配分を受けているのであるから、後年度、泉佐野市に減額分を配分し、その分他の地方公共団体に配分する特別交付税を減額して、適正に配分することが、法の根底にある正義の要求するところである。それは、他の地方公共団体に過大に配分したものを調整するだけであるから、その権利を侵害することはない。減額する法的根拠がないというのであれば、それこそ、特例省令を作ればよい。あるいは、他の地方公共団体への配分のうち過大配分部分は、違法であったから、これを職権で取り消して（返還させるか、後の年度の交付税配分と相殺すればよい）、泉佐野市に配分すれば済む。これは、違法行為の職権取消しという一般理論によるから、特別の法的根拠を要しない。地方交付税の総額を増額する必要はない。区画整理や都市再開発と異なり、既成事実が発生したためにやり直しがきかないという事情はないから、事情判決を適用する余地はな

² 阿部『行政救済の実効性』（弘文堂、1985年）309頁。

い。

仮に、本件についてやり直しが困難というのであれば、訴えの利益なしとして、却下するのではなく、事情判決を適用するべきである。そうすると、結局は上記のように損失補償が要求される。区画整理や都市再開発とは異なり、単に金銭の問題であるから、特別交付税減額処分を取り消して、本来あるべき特別交付税を支給するのと同じになる。

法令上根拠を欠く行動は、拘束力によって義務付けられない（最判令和3年6月24日民集75巻7号3214頁）との観点から疑問を示す向きもあるが、本件の上記の扱いは、地方交付税法には規定がなくとも、行政事件訴訟法と憲法32条の裁判を受ける権利という、法令上の根拠を有する。他の地方公共団体が、特別地方交付税を返還させられることに不満であれば、本件訴訟で、国側に補助参加すればよい。

国は、地方財政の安定を阻害すると主張するが、上記の措置をとったところで、過大受給分を返還させるだけであるから、地方財政の安定を害するわけではなく、むしろ、上記の措置をとらないと、泉佐野市の財政の安定が害されるのである。

こうして、地方交付税の総額を変更しないという前提でも、合理的な解決策があることを示したが、さらに財源不足を地方交付税法6条の定める通りに国税で賄えない場合には、実は、総額を増加して、一般財源から繰り入れているのである（例、令和3年度の地方財政計画、甲65）。司法で違法と判断されても、そのような措置をとらないことが許されるとは信じがたい。

そのほか、国は種々論ずるが、泉佐野市の一審準備書面（4）14～15頁、同準備書面（6）1～2頁、高裁答弁書25頁以下、高裁準備書面（1）38～45頁、同（2）5～9頁、同（3）2～5頁で反論している。細目に渡るので、ここでは省略する。

附言すれば、区画整理や都市再開発では、原状回復が困難でも、訴えの利益が失われることはなく、上記のように金銭的解決が予定されている。特別交付税に

については、金銭的解決が可能であるのに、訴えの利益がないとして、金銭的解決を拒む（改めて国家賠償訴訟を起こせ）とすれば、法の基本にある正義の観点から合理的解釈をすべきという視点を没却した法匪というべきである。以上